

## 本市発注工事における社会保険等未加入対策について

本市では、社会保険等の加入を促進するため、契約課発注の全ての工事を対象に次のとおり社会保険等の未加入対策を実施することとしましたので、お知らせします。  
※社会保険等とは、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」のことです。

### 1 対象工事

契約課発注の全ての工事を対象に、社会保険等未加入の下請建設業者（適用除外事業者は除く。以下「未加入下請業者」という。）との下請契約は、原則認めないものとします。

### 2 確認書類

原則、施工体制台帳又は再下請通知書の内容で確認します。

※施工体制台帳又は再下請通知書（以下「施工体制台帳等」という。）を新規作成や変更作成したときは、速やかに写しを市監督員に提出してください。

※施工体制台帳等の記入内容を確認するために、発注者（本市）から経営事項審査や領収書などの写しの提出を求められた場合は、受注者等は速やかに提出するものとします。

### 3 未加入下請業者がいた場合の対応

(1) 市監督員は施工体制台帳等の写しのコピーを契約課に提出し報告します。

(2) 契約課は受注者に対して、未加入下請業者へ社会保険等への加入指導等を行うよう通知します。

※市通知日から30日以内に加入手続きを行ったことを確認したときは契約違反にはしませんが、加入手続きを行ったことが確認できなかったときは、受注者等に対して下記4の措置を行います。

※加入手続きを行った場合、受注者は所定の様式（別添（様式2）「下請業者の社会保険等の加入通知」）等を契約課へ提出してください。

※下記4の措置を受けた受注者が、他工事の契約で同じ未加入下請業者と新たに下請契約をした場合は、30日の猶予期間を設けずに下記4の措置を行います。

### 4 違反業者への措置

違反した受注者に対しては、下記①及び②の措置を行います。また、未加入下請業者については、下記③のとおり取扱います。

①指名停止措置（契約違反として指名停止3か月）

②工事成績評定の減点（工事成績評定を行った後に、当該措置の対象になった場合は、原則成績評定を変更します。）

- ③建設業許可権者への通報（施工体制台帳等の写しを添付し、発注者名、工事件名、未加入下請業者の商号又は名称、許可番号、住所等を通報します。）

<参考>

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省ホームページ）  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)